

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

香川県公安委員会委員長 溝 渕 香 代 子

香川県公安委員会規則第5号

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | | | | | 改正前 | | | | |
|---|-------------------------------------|---|---------------|---------------|---|--------------|----------------------------------|---------------|---------------|
| 別表（第2条関係） | | | | | 別表（第2条関係） | | | | |
| 法令等 | 条項号 | 内 容 | 公安 委員 会 | 警察 本部 長 | 法令等 | 条項号 | 内 容 | 公安 委員 会 | 警察 本部 長 |
| 1～64 略 | | | | | 1～64 略 | | | | |
| 64の2 都市再生 特別措置法（平 成14年法律第22 号） | 第46条第 11項 | 都市再生整備計画の作 成に係る協議及び同意 | 略 | | 64の2 都市再生 特別措置法（平 成14年法律第22 号） | 第46条第 11項 | 都市再生整備計画に關 する市町との協議及び その同意 | 略 | |
| | 第46条第 22項第1 号 | 都市再生整備計画の作 成に係る協議 | | ○ | | | | | |
| | 第46条第 29項 | 都市再生整備計画の変 更に係る協議及び同意 （第46条第11項の準用） | | ○ | | | | | |
| | | 都市再生整備計画の変 更に係る協議（第46条 第22項第1号の準用） | | ○ | | | | | |
| | 第81条第 7項 | 略 | | | | | | | |
| 第81条第 24項 | 立地適正化計画の変更 に係る協議（第81条第 7項の準用） | 略 | | | | | | | |
| 65～68 略 | | | | | 65～68 略 | | | | |
| 68の2 流通業務 の総合化及び効 | 第4条第 8項 | 略 | | | 68の2 流通業務 の総合化及び効 | 第4条第 7項 | 略 | | |

| | | | |
|--|--|--|---|
| 率化の促進に関する法律（平成17年法律第85号） | <u>第5条第4項</u> | 総合効率化計画の変更に係る意見の聴取に対する回答（ <u>第4条第8項の準用</u> ） | 略 |
| (1) 略 | | | |
| 68の3～68の7 略 | | | |
| 68の8 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号） | <u>第5条第10項</u> | 地域公共交通計画の作成に係る協議 | 略 |
| | <u>第5条第11項</u> | 作成された地域公共交通計画の受理 | |
| | <u>第5条第13項</u> | 地域公共交通計画の変更に係る協議（ <u>第5条第10項の準用</u> ） | |
| | <u>第5条第13項</u> | 変更された地域公共交通計画の受理（ <u>第5条第11項の準用</u> ） | |
| | 第8条第3項～第14条第4項 略 | | |
| | <u>第14条第7項</u> | 略 | |
| <u>第27条の2第4項</u> | 地域旅客運送サービス継続実施計画に係る意見の聴取に対する回答 | | ○ |
| <u>第27条の2第5項</u> | 作成された地域旅客運送サービス継続実施計画の受理 | | ○ |
| <u>第27条の2第6項</u> | 地域旅客運送サービス継続実施計画の変更に係る意見の聴取に対する回答（ <u>第27条の2第4項の準用</u> ） | | ○ |
| <u>第27条の2第6項</u> | 変更された地域旅客運送サービス継続実施計画の受理（ <u>第27条の2第5項の準用</u> ） | | ○ |

| | | | |
|--|------------------|--|---|
| 率化の促進に関する法律（平成17年法律第85号） | <u>第5条第3項</u> | 総合効率化計画の変更に係る意見の聴取に対する回答（ <u>第4条第7項の準用</u> ） | 略 |
| (1) 略 | | | |
| 68の3～68の7 略 | | | |
| 68の8 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号） | <u>第5条第7項</u> | 地域公共交通網形成計画の作成に係る協議 | 略 |
| | <u>第5条第8項</u> | 作成された地域公共交通網形成計画の受理 | |
| | <u>第5条第10項</u> | 地域公共交通網形成計画の変更に係る協議（ <u>第5条第7項の準用</u> ） | |
| | <u>第5条第10項</u> | 変更された地域公共交通網形成計画の受理（ <u>第5条第8項の準用</u> ） | |
| | 第8条第3項～第14条第4項 略 | | |
| | <u>第14条第7項</u> | 略 | |

| | | | |
|----------------|--|---|---|
| 第27条の 3第4項 | 地域旅客運送サービス 継続実施計画の認定に 係る意見の聴取に対す る回答 | | ○ |
| 第27条の 3第6項 | 地域旅客運送サービス 継続実施計画の変更の 認定に係る意見の聴取 に対する回答（第27条 の3第4項の準用） | | ○ |
| 第27条の 8第3項 | 貨客運送効率化実施計 画に係る意見の聴取に 対する回答 | | ○ |
| 第27条の 8第4項 | 作成された貨客運送効 率化実施計画の受理 | | ○ |
| 第27条の 8第5項 | 貨客運送効率化実施計 画の変更に係る意見の 聴取に対する回答（第 27条の8第3項の準用） | | ○ |
| 第27条の 8第5項 | 変更された貨客運送効 率化実施計画の受理（ 第27条の8第4項の準 用） | | ○ |
| 第27条の 9第6項 | 貨客運送効率化実施計 画の認定に係る意見の 聴取に対する回答 | | ○ |
| 第27条の 9第9項 | 貨客運送効率化実施計 画の変更の認定に係る 意見の聴取に対する回 答（第27条の9第6項 の準用） | | ○ |
| 第27条の 16第4項 | 地域公共交通利便増進 実施計画に係る意見の 聴取に対する回答 | 略 | |
| 第27条の | 作成された地域公共交 | | |

| | | | |
|---------------|------------------------------------|---|--|
| 第27条の 2第4項 | 地域公共交通再編実施 計画に係る意見の聴取 に対する回答 | 略 | |
| 第27条の | 作成された地域公共交 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| <u>16第5項</u> | 通利便増進実施計画の受理 | | |
| <u>第27条の16第6項</u> | 地域公共交通利便増進実施計画の変更に係る意見の聴取に対する回答（第27条の16第4項の準用） | | |
| <u>第27条の16第6項</u> | 変更された地域公共交通利便増進実施計画の受理（第27条の16第5項の準用） | | |
| <u>第27条の17第4項</u> | 地域公共交通利便増進実施計画の認定に係る意見の聴取に対する回答 | | |
| <u>第27条の17第6項</u> | 地域公共交通利便増進実施計画の変更の認定に係る意見の聴取に対する回答（第27条の17第4項の準用） | | |
| <u>第27条の20第8項</u> | 認定区域内計画外事業の経営に関する協議 | | ○ |
| <u>第30条第5項</u> | 略 | | |
| <u>第30条第7項</u> | 略 | | |
| (1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく道路運送高度化実施計画、 <u>地域旅客運送サ</u> | <u>第1条</u> | 道路運送高度化実施計画、 <u>地域旅客運送サービス継続実施計画</u> 、 <u>貨客運送効率化実施計画</u> 、 <u>地域公共交通利便増進実施計画</u> 又は新地域旅客運送事業計画の認定に係る意見を求める旨の書面等の受理 | 略 |

| | | | |
|---|--|--|---|
| <u>2第5項</u> | 通再編実施計画の受理 | | |
| <u>第27条の2第6項</u> | 地域公共交通再編実施計画の変更に係る意見の聴取に対する回答（第27条の2第4項の準用） | | |
| <u>第27条の2第6項</u> | 変更された地域公共交通再編実施計画の受理（第27条の2第5項の準用） | | |
| <u>第27条の3第4項</u> | 地域公共交通再編実施計画の認定に係る意見の聴取に対する回答 | | |
| <u>第27条の3第6項</u> | 地域公共交通再編実施計画の変更の認定に係る意見の聴取に対する回答（第27条の3第4項の準用） | | |
| <u>第30条第5項</u> | 略 | | |
| <u>第30条第7項</u> | 略 | | |
| (1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく道路運送高度化実施計画、 <u>地域公共交通再</u> | <u>第1条</u> | 道路運送高度化実施計画、 <u>地域公共交通再編実施計画</u> 又は新地域旅客運送事業計画の認定に係る意見を求める旨の書面等の受理 | 略 |

| | | | |
|---|-----|---|---|
| ービス継続 実施計画、 貨客運送効 率化実施計 画、地域公 共交通利便 増進実施計 画及び新地 域旅客運送 事業計画の 認定に係る 都道府県公 安委員会の 意見の聴取 に関する命 令（平成19 年内閣府令 ・国土交通 省令第2号） | 第4条 | 略 | |
| | 第5条 | 道路運送高度化実施計 画、 <u>地域旅客運送サー ビス継続実施計画、貨 客運送効率化実施計画</u> 、 <u>地域公共交通利便増進 実施計画</u> 又は新地域旅 客運送事業計画の変更 の認定に係る意見を求 める旨の書面等の受理 （第1条の準用） | 略 |
| | 第5条 | 略 | |
| 68の9～101 略 | | | |
| 備考 略 | | | |

| | | | |
|--|-----|--|---|
| 編実施計画 及び新地域 旅客運送事 業計画の認 定に係る都 道府県公安 委員会の意 見の聴取に 関する命令 （平成19年 内閣府令・ 国土交通省 令第2号） | 第4条 | 略 | |
| | 第5条 | 道路運送高度化実施計 画、 <u>地域公共交通再編 実施計画</u> 又は新地域旅 客運送事業計画の変更 の認定に係る意見を求 める旨の書面等の受理 （第1条の準用） | 略 |
| | 第5条 | 略 | |
| 68の9～101 略 | | | |
| 備考 略 | | | |

附 則
この規則は、公布の日から施行する。